

## 「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）の申請受付開始について」

三重県全域に発令されていた緊急事態宣言が9月30日（木）で終了したことに伴い、三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）の申請受付が開始されました。

申請の受付期間は本日より11月5日（金）までとなっております。

**協力金の早期支給を受けている事業者も必ず本申請を実施する必要があります。**

対象の事業者は早々のご対応をお願いします。

### ●申請受付期間

令和3年10月1日（金）から同年11月5日（金）消印有効

### ●申請方法

申請書類の提出は郵送のみ受け付けます

〈宛先〉

〒514-8799 津中央郵便局

三重県飲食店時短要請協力金【第4期】事務局 宛

### ●問い合わせ先

三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

TEL：059-224-2247（9時から17時まで ※土日祝を除く）

### ●参考資料

- ・三重県ホームページ

[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00019.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00019.htm)

- ・三重県時短要請等協力金【第4期】本申請受付要項

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000978124.pdf>